

# 山梨県公報

第二百九十三号

令和四年

六月十六日

木曜日

## 目次

### 告示

○道路の区域変更(二件)……………三三九

○道路の供用開始……………三五〇

### 公告

○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………三五〇

○公共測量の実施……………三五〇

○開発行為に関する工事の完了について……………三五〇

### 選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………三五二

○県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………三五二

○県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………三五二

### 教育委員会

○落札者の決定について(二件)……………三五二

### 人事委員会

○令和四年度山梨県職員採用試験(高校卒業程度)、資格免許職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験の実施について……………三五二

○障害者を対象とした令和四年度山梨県職員採用選考試験の実施について……………三五八

## 告示

### 山梨県告示第三百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年七月七日まで一般の縦覧に供する。

令和四年六月十六日

- 道路の種類 県道
- 路線名 葦崎南アルプス中央線
- 道路の区域

山梨県知事 長崎 幸太郎

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
中央市一町畑字西之神一三八番一地先から中央市二町畑字川久保四九番二地先まで	旧	七・二	五四・八
	新	七・六	五四・八

### 山梨県告示第三百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和四年七月七日まで一般の縦覧に供する。

令和四年六月十六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百三十九号
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
大月市賑岡町岩殿字舟久保六七番三地先から大月市賑岡町畑倉字新宮一九二五番一地先まで	旧	八・五	四〇〇・〇
	新	一〇・三	四〇〇・〇

山梨県告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和四年七月七日まで一般の縦覧に供する。

令和四年六月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	都留道志線	都留市大野字西指三四一三番一 地先から 都留市大野字西指三四一四番一 地先まで	二一・八	令和四年六 月十六日

公 告

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和四年六月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号
- 二 届出の概要
  - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノリバーシティ店 山梨県中央市山之神字立川千二百二十二番地三十二外
  - 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号 外未定	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号 外十者

- 3 変更の年月日 令和四年五月二十四日
- 届出年月日 令和四年六月一日
- 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 縦覧期間 この公告の日から令和四年十月十七日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士吉田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年六月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影）
- 二 測量の地域 富士吉田市全域
- 三 測量の期間 令和四年六月十六日から令和四年十二月二十三日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年六月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県南都留郡山中湖村山中字見通道下千四十八番一の一部、千五十番一の一部及び千五十番五の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都品川区大崎一丁目十一番一号 株式会社大崎 代表取締役 武田 一衛

# 選挙管理委員会

## 山梨県選挙管理委員会告示第二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和四年六月十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

一三、七二四

## 山梨県選挙管理委員会告示第三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合）は、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和四年六月十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

一八一、〇二八

## 山梨県選挙管理委員会告示第三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合）は、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合）は、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和四年六月十六日

山梨県公報 第二百九十三号 令和四年六月十六日

## 山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

選挙区名	三分の一の数
西八代郡・南巨摩郡	一四、一六八
中巨摩郡	五、四三八
南都留郡	一二、九四八
甲府市	五一、六三二
富士吉田市	一三、四九九
都留市・西桂町	九、五四四
山梨市	九、六三五
大月市	六、七四〇
韮崎市	八、〇九一
南アルプス市	一九、七四七
北杜市	一三、四〇三
甲斐市	二〇、八八一
笛吹市	一九、一四二
上野原市・北都留郡	六、九一三
甲州市	八、七六二
中央市	八、一八四

## 教育委員会

### ● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年六月十六日

山梨県総合教育センター

所長 篠原 健

一 落札に係る物品等

- (一) 名称 教育情報ネットワーク用サーバ及びシステム等
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県総合教育センター

(二) 所在地 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六番地

三 落札者を決定した日 令和四年六月一日

四 落札者

(一) 名称 NTT・TCリース株式会社

(二) 住所 東京都港区港南一丁目二番七十号品川シーゾントラス十三階

五 落札金額 七千二百五十九万三千四百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和四年四月二十一日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年六月十六日

山梨県総合教育センター

所長 篠原 健

一 落札に係る物品等

(一) 名称 教育情報ネットワーク用機器等

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県総合教育センター

(二) 所在地 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六番地

三 落札者を決定した日 令和四年六月一日

四 落札者

(一) 名称 NTT・TCリース株式会社

(二) 住所 東京都港区港南一丁目二番七十号品川シーゾントラス十三階

五 落札金額 一億九千六百八十七万四千四百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日 令和四年四月二十一日

## 人事委員会

● 令和四年度山梨県職員採用試験(高校卒業程度)、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験の実施について

令和四年度山梨県職員採用試験(高校卒業程度)、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験を次のとおり実施する。

令和四年六月十六日

山梨県人事委員会

委員長 信田 恵三

1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
高校卒業程度	行政	2名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	警察行政	4名程度	県警察の各機関に勤務し、警察行政事務に従事する。
	土木	1名程度	主に道路、河川、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	農業土木	2名程度	主に農業農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	電気	1名程度	主に発電所、県有施設等の電気設備に関する企画、設計、施工管理、保守管理等の業務に従事する。
資格免許職職員	作業療法士	1名程度	あけぼの医療福祉センター等に勤務し、作業療法に関する専門的業務に従事する。
小中学校事務職員	学校事務	9名程度	県内の公立小中学校に勤務し、学校事務に従事する。

※ 採用予定人員は、変更になる場合がある。

## 2 受験資格

## (1) 受験できる者

試験区分	試験職種	年齢・資格・免許
高校卒業程度	行政	平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者
	警察行政	
	土木	
	農業土木	
	電気	
資格免許職員	作業療法士	平成5年4月2日以後に生まれた者で、作業療法士の免許取得者又は令和5年において最初に実施される作業療法士国家試験により、免許取得見込みの者
小中学校事務職員	学校事務	平成5年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者（作業療法士は除く。）

イ 地方公務員法第16条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 作業療法士のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

## 3 試験案内の配布及び受付期間・時間

## (1) 試験案内配布開始日

令和4年7月1日（金）

## (2) 受付期間

インターネットによる申込

- ・ 令和4年8月5日（金）から令和4年8月26日（金）まで
- ・ 令和4年8月26日（金）は午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。

## (3) 受付時間

期間中常時受付

## 4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第 1 次 試 験	令和 4 年 9 月 2 5 日 (日) (受付時間) 午前 8 時 3 0 分 から 午前 9 時 まで	山梨県立大学 池田キャンパス (甲府市池田一丁目 6 - 1)
第 2 次 試 験	令和 4 年 1 0 月 1 6 日 (日) (適性検査、作文試験)	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目 4 - 5)
	令和 4 年 1 1 月 5 日 (土) ~ 令和 4 年 1 1 月 6 日 (日) のうち指定する 1 日 (個別面接)	山梨県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目 6 - 1)

※ 試験日及び試験会場は、変更になる場合がある。

※ 変更する場合は、山梨県/職員採用サイトで公表する。

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容
第1次試験	教養試験 【試験時間120分】	土木・農業土木・電気 以外 40点	<p>公務員として必要な一般的知識及び知能について、高校卒業程度及び学校事務職員については高等学校卒業程度、資格免許職職員については短期大学卒業程度の五肢選択式による筆記試験を行う。 出題数は50題とする。</p> <p>【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈</p>
		土木・農業土木・電気 20点	
第1次試験	専門試験 (土木・農業土木・電気のみ) 【試験時間120分】	20点	<p>各試験職種に応じた専門的知識、能力等について、五肢選択式による高等学校卒業程度の筆記試験を行う（土木・農業土木・電気のみ）。 出題数は40題とする。</p> <p>【出題分野（土木）】 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工</p> <p>【出題分野（農業土木）】 農業土木設計、水循環、測量、農業土木施工、農業に関する基礎（農業と環境、農業情報処理等）</p> <p>【出題分野（電気）】 数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術</p>
第2次試験	人物試験	60点	<p>公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて適性検査を行う。</p> <p>表現力、積極性、創造性等について個別面接（2回）を行う。</p>
	作文試験 【試験時間60分】	20点	<p>文章による表現力、構成力等について記述式による試験を行う。</p>
資格調査			<p>受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査を行う。</p>

※ 第1次試験合格者は、教養試験の得点（土木・農業土木・電気の場合は、教養試験及び専門試験の合計得点）の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験の合計得点の高い順に決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区 分	試験種目	基 準
第1次試験	教養試験	得点が配点の3割未満の場合
	専門試験 (土木・農業土木・電気のみ)	得点が配点の3割未満の場合

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験の得点により合格者を決定し、なおも同点の場合は、第1次試験の得点により合格者を決定する。

## 6 合格者の発表

### (1) 合格発表日

- ア 第1次試験合格者発表 令和4年10月 7日(金)  
イ 最終合格者発表 令和4年11月14日(月)

### (2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

## 7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給(地域手当を含む。)は、高校卒業程度及び小中学校事務職員の場合約160,300円、資格免許職(作業療法士)の場合約191,200円である(令和4年4月1日現在)。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

## 8 その他

(1) 資格・免許を必要とする試験職種にあつては、所定の期日までに資格・免許を取得できない者は、採用候補者名簿から削除する。

(2) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに作文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。

(3) 受験の際には、「令和4年度山梨県職員採用試験(高校卒業程度)、資格免許職員採用試験及び公立小中学校事務職員採用試験案内」で詳細について必ず確認すること。

● 障害者を対象とした令和四年度山梨県職員採用選考試験の実施について  
障害者を対象とした令和四年度山梨県職員採用選考試験を次のとおり実施する。  
令和四年六月十六日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

この選考試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、障害者の雇用の促進を図ることを目的として行う。

## 1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
行政	3名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
警察行政	1名程度	県警察の各機関に勤務し、警察行政事務に従事する。

※ 採用予定人員は変更になる場合がある。

## 2 受験資格

### (1) 受験できる者

次の要件ア及びイを満たす者

ア 次に掲げる手帳等のうち、いずれかの交付を受けている者

※ 下記の手帳等は受験申込日及び受験当日において有効であること。

① 身体障害者手帳

② 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書

③ 産業医又は人事院規則10-4第9条等に規定する健康管理医による②に準じる診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。）

④ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

⑤ 精神障害者保健福祉手帳

イ 昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者

### (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けること

がなくなるまでの者

- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 試験案内の配布及び受付期間・時間

#### (1) 試験案内配布開始日

令和4年7月1日（金）

#### (2) 受付期間

インターネットによる申込

- ・ 令和4年8月5日（金）から令和4年8月22日（月）まで
- ・ 令和4年8月22日（月）は午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。

#### (3) 受付時間

期間中常時受付

### 4 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第1次試験	令和4年9月25日（日） （受付時間）午前8時30分～午前9時 ※試験は、午後2時35分頃終了予定 点字による試験は、午後4時15分頃終了予定	山梨県立大学 池田キャンパス （甲府市池田一丁目6-1）
第2次試験	令和4年10月24日（月）～25日（火） のうち指定する1日	山梨県庁防災新館 （甲府市丸の内一丁目6-1）

※試験日及び試験会場は、変更になる場合がある。

※変更する場合は、山梨県／職員採用サイトで公表する。

## 5 試験方法

区 分		配点	内 容
第1次試験	教養試験 (試験時間90分) (点字135分)	60点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による高等学校卒業程度の筆記試験を行う。 出題数は30題とする。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈
第2次試験	第1次試験日に実施		
	作文試験 (試験時間60分) (点字90分)	30点	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。
	人物試験 (適性検査)	—	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて適性検査を行う。
	人物試験 (個別面接)	60点	表現力、積極性、創造性等について、個別面接を行う。
資格調査		受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行う。	

※ 作文試験は第1次試験日に実施するが、第2次試験として評価するので、第1次試験合格者のみ採点する。なお、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験の順位付けはせず不合格とする。

※ 人物試験（適性検査）は、第1次試験日に実施するが、第2次試験の人物試験（個別面接）の参考とするため、第1次試験合格者のみ判定する。なお、第1次試験日に人物試験（適性検査）を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験の順位付けはせず不合格とする。

※ 点字による受験、拡大文字による受験、手話通訳の利用、その他受験の際に配慮を必要とする事項がある場合には、申込書に記載すること。

※ 点字での受験は、教養試験及び作文試験ともに点字による出題、解答とするため、受験者が点字用の器具を持参すること。

※ 点字による受験は、試験時間及び作文試験の文字数を変更して実施する。

※ 医学的観点から試験時間の延長が必要と認められる場合には、点字による受験の試

験時間の範囲内で、試験時間を延長することがある。

※ 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い順に、それぞれ決定する。ただし、第1次試験の教養試験の得点が配点の3割未満の場合、不合格となることがある。

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験（個別面接）の得点により合格者を決定し、なお同点の場合は、第1次試験・教養試験の得点により合格者を決定する。

## 6 合格者の発表

### (1) 合格発表日

ア 第1次試験合格者発表 令和4年10月7日（金）

イ 最終合格者発表 令和4年11月14日（月）

### (2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

## 7 給与

選考試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む、高校卒の場合）は、約160,300円（令和4年4月1日現在）である。

初任給は、学歴その他採用前の経歴等により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

## 8 その他

(1) 教養試験の例題及び正答番号並びに作文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。

(2) 受験の際には、「令和4年度障害者を対象とした山梨県職員採用選考試験案内」で詳細について必ず確認すること。